

社会政策と企業の社会的責任について

－CSRを通じた社会政策の発展に向けて－

天野 敏 昭

1. 問題意識
2. 社会政策の認識
3. 社会政策における企業の役割
4. 社会政策とCSRの関係
5. CSRを通じた社会政策の発展に向けて

1. 問題意識

社会政策は、労働から国民生活全般を対象にする政策に変化し、その範囲と対象が拡大している。この認識は、1970年代の総合社会政策論において一般化し、経済成長を視野に入れた社会政策が重視されるようになった。社会政策は、国民の福祉の向上と経済成長の双方を実現できるよう、雇用水準を高める政策方針に転換している¹⁾。

上記の政策方針において企業が果たす役割は大きい。利益追求主体の企業にとって、社会政策は、再分配やセーフティネットの整備を目的とする法規制の遵守であり、市場機能で解決できない社会問題に対する国家政策だと一般的に考えられている。

ところが近年、経済、社会、環境の持続可能な発展を目指すCSR(Corporate Social Responsibility＝企業の社会的責任)が世界的に広まり、CSRには社会政策が担う内容が含まれる。今後、企業がCSRにどう取り組むのか、CSRと社会政策をどう関連付けるのかは、これからの社会政策のあり方を左右するテーマである。企業の自主性に委ねられるCSRが定着すれば、国家責任を超える社会政策の発展が見込めるからである。

本稿は、CSRが社会政策の新たな軸になる可能性について検討する。まず、社会政策に対する企業の理解が高まっている現状を確認した上で、社会政策における企業の役割、社会政策とCSRの関係、日欧におけるCSR政策の動向を概観し、社会政策にCSRを導入する可能性と課題について考察する。

2. 社会政策の認識

(1) 社会政策の定義

社会政策の定義や考え方は様々だが、①社会問題に対する政策、②資本主義社会下の政策、③法に定めら

れる制度・規制、④国家の行う政策であるという共通認識がある²⁾。一般的に日本の行政機関では社会政策という言葉は普及しておらず、国では内閣府の共生社会政策統括官という名称がみられる程度である。共生社会政策には、青少年育成、少子化・高齢社会対策、障害者施策、バリアフリー化推進、犯罪被害者等施策、交通安全対策、食育推進、自殺対策、省エネルギー・省資源対策、銃器対策、薬物乱用対策と広範な分野が含まれるが、この広範さが社会政策の一般的な合意や総合的な理解を困難にしていると考えられる。こうした社会政策を広義に捉える状況は、1970年代の総合社会政策論以降みられるようになった。日本が総合社会政策論を認識する契機は、OECDの社会政策総合化の要請によってである。1973年のオイルショックによる低成長期において、OECDは経済政策と社会政策の連携を提起した。これを受けて、日本は『社会政策総合化への現状』³⁾をOECDに提出し、社会政策を「社会の安定と健全な発展、公平な分配をその主要な目的とするもの」と定義し、その範囲を、国民生活審議会社会指標体系のSocial Goalの10分野(①健康、②教育・学習・文化、③雇用と勤労の質、④余暇、⑤所得・消費、⑥物的環境、⑦犯罪と法の執行、⑧家族、⑨コミュニティ生活の質、⑩階層と社会移動)とした。社会政策は生活者を対象にする政策であるという認識が一般化したのである。

この認識に対する学界の反応は様々であったが⁴⁾、総合社会政策論を契機にして、新たな社会政策の検討が進んだ。丸尾は、福祉国家にかわる福祉社会という言葉を使い、全世代の人々が自らの能力を生かして自由でノーマルな生活を送れるよう、政府部門のほか、市場部門、家庭、近隣などインフォーマル部門の役割を重視している。さらに、武川は社会政策にプラスの価値追求という目的が含まれる考え方を示している⁵⁾。この考え方は、2005年にOECDが示した政策方針「Active Social Policies」にもみられ、従来の所得

移転などの補償の方法ではなく、ライフコースに応じて個人の能力への投資と雇用を重視することによって、「社会政策は、能動的なもので、人々の能力への投資やその潜在的能力の実現を強調すべきであり、単なる不幸に対する保険ではない」⁶⁾ という理念の実現を目指している。総合社会政策論以降、社会政策の対象と分野は、労働者から生活者に、労働問題から社会問題全般に拡大した。政策の主体も、市場部門やインフォーマル部門の参画を重視する考え方に变化した。中央政府は社会の安定と発展に向けたビジョンを示し、地方政府、企業、地域、地域住民の参画を主導していく役割を担うことが求められ、企業も一定の役割を果たすことが求められるようになった。次に、上記の背景に対する企業の対応について、経済団体の最近の意見表明や取組からみていく。

(2) 経済団体の意見表明と取組

経済団体は、近年、少子化、格差問題、社会保障制度の改革など、社会政策に対する提言や意見提出を活発に行っている。

(社)日本経済団体連合会が、2007年3月に発表した「少子化問題への総合的な対応を求める - 人口減少下の新しい社会作りに向けて -」では、国の施策・制度・各企業の取組による少子化対策には限界があるため国民運動が求められるとし、企業の基本姿勢としてワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を提言している。この提言に対する取組には、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定があり、都道府県労働局長が仕事と子育ての両立に取り組む企業を認定し、認定マーク「くるみん」を製品や商品などにつけることができる制度が2007年4月にスタートしている。しかし、認定を受けた企業は少なく、制度が十分に浸透しているとはいえない⁷⁾。

同じく、2007年3月に(社)経済同友会が発表した「これからの経済社会を展望した格差議論を」では、構造改革の継続と市場主義を前提にした上で、企業は法令遵守を越える積極的な貢献を提案し、NPO活動に参画もしくは協力することによって何らかの「機会」を提供することが重要だとしている。そして、格差に対応する持続的な経済成長に向けて、再チャレンジのための資金支援、職業能力の開発、生活保護施策との整合性を考慮した最低賃金法の改正などを行政に求めるとともに、非正規雇用に対する企業の責務として、①従業員が能力を発揮できる機会の拡大やモチベーションの向上に向けた経営者の取組、②正規雇用への転換制度や人物本位・実力本位の採用や通年採用など具体的な対応を求めている。しかし、これらの対応について、現状では産業界の足並みが揃っていないとはいえず、偽装請負問題の発生や最低賃金の引き上げに対す

る抵抗がみられるのが現状である。同会は上記のほかにも、2007年4月に「活力ある経済社会を支える社会保障制度改革」を発表している。この提言は、政府による公的年金、介護保険、医療の各制度の改正には実効性が乏しく、①自助の精神と公平性に基づく社会保障制度、②財政的に持続可能な社会保障制度、③経済の成長に資する社会保障制度、④給付サービスと行政の効率化に繋がる社会保障制度の4つの考え方を示し、単なる改正ではなく「民」の力を最大限に活用して抜本的な改革を推進すべきだと提言している。この提言では、政府任せでなく国民全体で新たな社会保障制度を検討し、経済成長に貢献する点において企業の役割は大きい。

このほか(社)関西経済同友会は、2007年4月に「厳しくも温かい経済社会の実現に向けて - 個人の危機パネと地域の縁の再生をテコに格差解消を -」と題する提言を発表した。この提言は、個人の努力だけでは解消できない、生まれ育った家庭環境などの要因によって生じる社会的に許容できない格差に対し、社会政策による機会均等と健全な社会・経済の発展を目指すことを求めている。そして、「教育・職業訓練期の段階」、「就職期の段階」、「就労後の段階」の3つのライフステージにおける様々な分野に対する具体的な提案を行っている。提案では、行政の役割だけでなく、企業が主体的に社会政策に関与することの必要性と意義が示されている⁸⁾。

上記でみたように、産業界の社会政策に対する理解は高まっており、企業が社会政策に関与することを求めている。次に社会政策における企業の役割についてみていく。

3. 社会政策における企業の役割

(1) 企業に対する期待

社会政策における企業の役割は、『福祉の社会的分業』(1955)⁹⁾や総合社会政策論において既に検討されている。しかし、日本でこうしたテーマについて継続的に議論が深められたとはいえない。その理由は、1980年代に日本の経営に対する注目が集まり、経済成長をもたらす企業社会において、労働問題が社会問題として顕在しにくくなり、社会政策の必要性そのものが低下したと考えられたからであろう。

しかし、社会問題の主たる解決策を雇用創出に見出す現代の社会政策において、企業を社会政策の直接の担い手として考慮していくことが求められる。

社会政策に対する企業の関与が期待される背景には、雇用創出の目的のほかに、政策に対する行政関与の考え方の変化や、CB(コミュニティビジネス)や社会的企業¹⁰⁾による社会問題への取組の限界がある。

前者については、行政改革委員会の官民活動分担小委員会が、1996年12月に「行政関与の在り方に関する基準」を発表して以降、現在までこの基準を継承して官民の役割分担に関する議論が行われている。この基準は、行政全般を対象にする統一的で汎用的な基準として、「行政の関与の可否に関する基準」¹¹⁾や「行政の関与の仕方に関する基準」¹²⁾が策定されているが、目的は、行政関与の必要最小限化と新たな公共の担い手を確立することである。この基準において民間に求められる役割は、国民自身が自己責任の意識を確立することや、企業が社会的責任を遂行することなどである。そして、行政活動と民間活動の接点を見出し官民の役割分担を進める考え方が示されている。

後者については、CBや社会的企業の組織や事業規模が小さく、限定された社会問題には対応できるものの、アドボカシー型の組織は少数で、社会政策の立案に十分な影響力を持ち得ていない現状がある。たとえば、2002～2004年度に実施した大阪府のCB創出支援事業¹³⁾では、事業性の欠如、小規模性、認知度が高まらない、他のCB事業者との連携が不足するなどの課題がみられた。また、経済産業省は2008年度からCBの成功事例を収集し、事業運営のノウハウや指導演を盛り込んだマニュアルの策定や研修などで支援する計画だが、あくまで、CBが成長途上の事業主体であるとの認識にたっている¹⁴⁾。一方、英国の社会的企業のなかには、欧州社会基金(European Social Fund)¹⁵⁾、多国籍企業、マスコミなどの国際的な支援を受け、大規模な活動によって世界的に注目を集めている事例もあるが、日本では英国規模の活動は現状では期待できない¹⁶⁾。

このような背景から、社会政策において企業に対する期待が大きくなっている。

(2) 社会政策論における言説と課題

ティトマスによれば、社会政策における企業の役割は「企業福祉(occupational welfare)」¹⁷⁾である。ティトマスは、企業福祉が企業内の良好な人間関係を築く手段であるとする一方、産业内及び企業内の企業福祉が固有のもので、企業福祉が発達し拡大し過ぎると、社会政策の諸目的やその統一性と矛盾をきたすと考えている。つまり、企業が個別に社会政策を実施することによって、社会的不平等が拡大し固定化し新たに階層毎の公平が生まれる点を指摘しており、企業の役割を肯定的にみているわけではない¹⁸⁾。また、経済企画庁の見解は、企業は企業内で相互扶助的な福祉活動を行っているが、こうした福祉活動の水準は所属企業によって異なるため不合理であり、企業に公的社会的な福祉活動を委ねることはできないとしている¹⁹⁾。

このように、1950～80年代までは、社会政策は国家

責任であるとの前提にたち、社会政策における企業の役割が検討されたに過ぎなかった。しかし1990年代以降、社会政策における企業の役割をより評価する認識が高まってくる。たとえば大山・武川は、企業の役割が高まる理由について、①公的部門による社会サービスの供給が財政危機のため限界に達した、②国営企業の民営化、③人々の生活水準の上昇に伴い、社会サービスの購入が以前に比べて容易になった、④高齢化に伴って、規模の利点を生かせる事業領域が出てきた点を指摘している。しかし、企業が公的部門の下請けという形で社会サービスを提供したり、公的部門から資金援助を受けている場合には、企業が自立的な役割を確立しているとはいえないと考えている²⁰⁾。またスピッカーは、社会政策が公共部門、民間部門、非営利組織などのボランティア部門、隣人や家族などのインフォーマル部門による福祉サービスの分配であるにとらえ、公共部門は他部門の不足部分を補充する役割を担うとの認識から民間部門(企業)の役割を評価しているが、留保すべき課題も指摘している²¹⁾。

さらに近年では、社会政策における企業の役割を更に積極的に評価する言説がみられる。これは、企業の巨大化やグローバル化を背景にして、企業が社会的に大きな影響力を持つ政治的制度であると考え、権力・責任均衡の原則に基づいている²²⁾。社会に対して大きな影響力を持つ企業が、存在そのものの正当性を対外的に示すため、相応の責任を果たす必要があるという考え方で、こうした言説は、福祉国家の再編に取り組む英米を中心にみられる。

米国のミッチェルとエプスタインは、企業と社会政策の関係を論じる際に、それぞれ「企業の社会政策(Corporate Social Policy)」、「経営社会政策過程(Corporate Social Policy Process)」の用語を用いている。こうした用語は、日本では企業福祉の意味で使用される場合が多いが、米国では、社会政策的な課題に対する企業の対応を含む概念である。ミッチェルによれば、「企業の社会政策」は「一つ、もしくは複数の社会的課題、社会問題に関して、当該企業の目的、目標、プログラムを規定するような、企業における一つ、もしくは複数の政策」²³⁾で、企業権力の新しいイデオロギーの表現である。米国では1920年代以降、大企業の発展に伴って、失業、低賃金、貧困などの社会問題が発生したが、大企業は、利益を追求する上で権力を適切に行使していることを正当化するため、市場に及ぼす影響力に応じて、社会政策的な課題に対応するようになった²⁴⁾。

またエプスタインによれば、企業は、6つの会社権力(①経済的、②社会的・文化的、③個人に対する権力、④技術的、⑤環境的、⑥政治的)を持つ、社会や公共政策に最も大きな影響を及ぼす主体である。この

ため、企業は経済的な目標に加えて、社会秩序を保つ義務、公平、正義、徳、功利などを考慮する必要がある。エプスタインは、こうした考慮を企業経営者の意思決定に組み込み企業内部に組織化する、「経営社会政策過程 (corporate social policy process)」の概念を提唱した。この概念は、法令遵守にあたる企業倫理 (business ethics)、社会から果たすことを期待される責任への対応である経営社会責任 (corporate social responsibility)、企業が独自の判断で果たす責任への対応である経営社会即応性 (corporate social responsiveness) の3要素で構成され (経営社会政策過程=企業倫理+経営社会責任+経営社会即応性)²⁵⁾、次節で言及するCSRの考え方を既に提示している。

一方英国政府は、1980年代から社会政策と企業の関係を重視している。その背景は、グローバル化の進展に伴って、社会政策の形成と供給における企業及び産業界の影響が高まったためである。ファルンズワースは、①企業誘致や資本移転の活発化によって国家及び地域間競争が激化し、中央及び地方政府が社会政策の形成において競争力を考慮しなければならなくなった、②企業の意思決定が政策公約や社会政策の立案に大きな影響を及ぼすようになった、③社会政策の供給そのものにおいて企業が大きな役割を果たすようになったとの3つの理由を指摘している (表1)。

社会政策論における言説をみたが、米英では、社会政策における企業の役割を評価する研究が進み、社会政策における企業の関与が進みつつある。これらの研究では、企業が社会と共生しようとする姿勢と社会政策を関連付けることによって、国家責任論を超える社会政策のあり方が示されている。企業が巨大化し社会に大きな影響を及ぼすようになれば、企業は公共的な性格を帯び、政府は、社会政策の立案・実施に際し、企業の意思を考慮しなければならなくなる。

しかし、企業による社会政策は、それが権力の正当性の対外的な表明であり、社会政策の形成と供給に対する影響力の高まりの結果である限り、利益を計上できなければ継続性は担保できないであろう。企業による社会政策を評価する一方で、こうした可能性に対し、企業が社会政策に継続的に関与する動機付けが必要になる。その動機付けの一つにCSR (Corporate Social Responsibility=企業の社会的責任) を位置付けることが考えられる。一般的に、企業にとって社会政策は経費に過ぎないとの意識が伴い、積極的な関与は期待できないと考える傾向があるが、社会政策とCSRの領域は近接しており、企業がCSRに主体的に取り組めば、社会政策を推進し発展させることができると考えられるからである。次に、社会政策とCSRの関係についてみていく。

表1 社会政策と企業の関係

構造要因	政策公約	組織参画	
		非公式	公式
<ul style="list-style-type: none"> 企業投資や企業誘致を促進する必要性 企業の「needs」(必要)に見合った社会政策 経済と両立し生産性の向上につながると思われる福祉 	<ul style="list-style-type: none"> ロビー活動 政党への資金提供 政治参加 	<ul style="list-style-type: none"> 単発の寄付 教材の提供 職業紹介 	<ul style="list-style-type: none"> 公的サービスの経営管理における企業及び従業員の参画 P P P (Public Private Partnerships) の一環である Education Action Zone (学力向上を図るための国家プロジェクト)、Health Action Zone (貧困地区や医療水準が不十分な地区に対する国家プロジェクト) への参画 公式の後援 (たとえば、City Academies や Specialist schools に対する)

(上の表の続き)

供給と生産					
最終消費者へのサービス供給	商品生産	国家へのサービス供給	保険と年金	物的資産への投資	企業福祉
<ul style="list-style-type: none"> 介護住宅 私有有料道路 私立学校 住宅供給協会 個人家主 個人病院 	<ul style="list-style-type: none"> 製薬会社 医療機器プロバイダー ICT 企業 教育材料生産会社 	<ul style="list-style-type: none"> 配食会社 清掃等の補助サービス 経営管理サービス コンサルティング 	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険会社 個人年金、疾病及び個人傷害会社 抵当/貸付保護組織 	<ul style="list-style-type: none"> 不動産投資信託 PFI (Private Finance Initiative) 建設会社 	<ul style="list-style-type: none"> 企業年金 教育訓練 育児/保育サービスの提供 相談サービス

出所: Farnsworth, Kevin, The Business-Social Policy Nexus: Corporate Power and Corporate Inputs into Social Policy, Journal of Social Policy, Cambridge University Press, Vol. 35-3, 2006, pp. 480.

4. 社会政策とCSRの関係

(1) CSRの内容と社会政策

CSRの定義は様々だが、企業と社会の利益のバランスを図る目的で、法規制の遵守や社会貢献の段階にとどまらず、企業の自主性と自発的な判断に基づいて経済、社会、環境の持続可能性を実現する取組で、企業の事業活動に組み込まれる取組である²⁶⁾。

日本におけるCSRは、政府主導型の欧州や市民主導型の米国と異なり、グローバル化の進展に伴う海外企業や国際機関からの要請や高度成長を背景にした環境問題への対応、2000年以降は企業不祥事の多発によって議論が発展したと考えられている。

CSRの内容は広範で、たとえば表2の(社)経済同友会の分類では、市場、環境、人間、社会のいずれ

にも、顧客対応や事故・トラブル対応、製品・サービスの環境アセスメント、機会均等や従業員教育・研修、世界的諸課題への貢献など社会政策関連事項が含まれる。但し、CSRはあくまで企業の自主性に委ねられるため、コーポレートガバナンスに含まれる「理念とリーダーシップ」、「マネジメント体制」、「コンプライアンス」、「ディスクロージャーとコミュニケーション」がCSRの取組に影響を及ぼす。このため、経営戦略におけるCSRの位置付けや業績との関係では、法規制の遵守や一部の取組を除いて、継続的な取組が難しくなる可能性もあり得る。このため、企業単独の取組だけでなく、NGOやNPOなどの非営利団体や政府などと協働して継続的な取組を進めることも重要だと考えられている。

表2 (社)経済同友会「企業評価基準」のCSRの内容
(コーポレート・ガバナンス)

理念とリーダーシップ	マネジメント体制	コンプライアンス	ディスクロージャーとコミュニケーション
<ul style="list-style-type: none"> ■ 経営理念の明確化と浸透(経営理念の明確化と浸透努力、ステークホルダーの明確化、経営理念の浸透度合) ■ リーダーシップの発揮(社長の直接関与、従業員へのコミュニケーション、従業員からのコミュニケーション) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取締役会/監査役(会)の実効性(実質的な議論、社外の視点の導入、監査役(会)/監査委員会の意見、監査役のサポート) ■ 社長の選任・評価(社長の選任、評価・解任、報酬額決定) ■ CSRに関するマネジメント体制の確立(CSR担当部署、年金運用に関するSRI基準) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業行動規範の策定と周知徹底(企業行動規範の策定・公表、周知徹底、グループ各社への適用ないし奨励) ■ コンプライアンス体制の確立(専任部署、相談窓口、内部通報窓口、遵守状況のチェック、業績評価での考慮) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ディスクロージャーとコミュニケーションを推進するマネジメント体制の確立(基本方針、開示範囲・内容、フィードバック、ステークホルダーとの対話)

↓ (評価)

↓ (評価)

↓ (評価)

↓ (評価)

(企業の社会的責任)

市場 (仕組み)	市場 (成果)
<ul style="list-style-type: none"> ■ 持続的な価値創造と新市場創造への取り組み(コアコンピタンス経営、マーケティング、知の連携、知的財産戦略、ブランド・マネジメント) ■ 顧客に対する価値の提供(顧客満足度、顧客対応、事故・トラブル対応、顧客情報保護) ■ 株主に対する価値の提供(IR専任部署等、IRのフィードバック、株主総会) ■ 自由・公正・透明な取引・競争(購買・取引方針、CSR調達基準、公正取引・競争の徹底) 	<ul style="list-style-type: none"> →収益性、生産性、特許取得件数 →顧客満足度 →1株あたり配当、株式時価総額、業績予想、実績の乖離率 →信頼の構築:消費者関連法令違反件数、公正取引・競争関連法令違反件数
環境 (仕組み)	環境 (成果)
<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境経営を推進するマネジメント体制の確立(環境保全に関する経営方針、環境保全に関する従業員教育、外部認証の取得、環境会計) ■ 環境負荷軽減の取り組み(省資源・リサイクル、省エネルギー、製品・サービスの環境アセスメント、グリーン購入・調達) ■ ディスクロージャーとコミュニケーション(環境報告書、環境報告書の第三者レビュー、環境に関する社会貢献活動) 	<ul style="list-style-type: none"> →外部認証の取得 →総物質投入量、総エネルギー消費量、水使用量、温室効果ガス排出量、廃棄物等の総排出量、再生利用される循環資源の比率、グリーン購入・調達比率、環境物品等生産・販売比率 →信頼の構築:環境関連法令違反件数

人間（仕組み）	人間（成果）
<ul style="list-style-type: none"> ■優れた人材の登用と活用（機会均等、社内公募、F A 制度等、能力・実績評価） ■従業員の能力（エンプロイアビリティ）の向上（従業員教育・研修、トップ・マネジメント層育成） ■ファミリー・フレンドリーな職場環境の実現（家庭人としての責任配慮、育児・介護支援） ■働きやすい職場環境の実現（従業員満足度、多様な勤務時間・形態、安全・衛生、人権配慮） 	<ul style="list-style-type: none"> →女性役員比率、女性管理職比率、国内の外国人管理職比率、海外の外国人役員比率、障害者雇用率 →従業員教育・研修費用 →年次有給休暇取得率、月次残業時間、育児休暇取得者数、介護休暇取得者数 →従業員満足度
社会（仕組み）	社会（成果）
<ul style="list-style-type: none"> ■社会貢献活動の推進（社会貢献活動に関わる基本方針、特有の経営資源や得意分野の活用、従業員のボランティア活動支援） ■ディスクロージャーとパートナーシップ（社会報告書、NGO・NPOとの対話・協働） ■政治・行政との適切な関係の確立（政治との関係、公務員との関係） ■国際社会との協調（国際的な規範の尊重、現地の法令・文化・慣習等の尊重、世界的諸課題への貢献） 	<ul style="list-style-type: none"> →社会貢献活動支出額、学生インターン受入数、ボランティア休暇・休業制度利用者数、NGO・NPOとの協働件数 →信頼の構築：国内政治家・公務員関連法令違反件数、海外政治家・公務員関連法令違反件数

出所：社団法人 経済同友会『第15回企業白書「市場の進化」と社会的責任経営 - 企業の信頼構築と持続的な価値創造に向けて』、2003、68-69頁。

（2）CSRの取組状況と課題

（社）経済同友会は、2003年に第15回企業白書『「市場の進化」と社会的責任経営 - 企業の信頼構築と持続的な価値創造に向けて』を発表した。また、（社）日本経済団体連合会も2004年と2007年に企業行動憲章を改訂したほか、2005年にCSR推進ツールの作成、2007年に企業行動憲章実行の手引きを改訂した。このように、経済団体はCSRの認識を高めているが、CSRという言葉が浸透する一方、その定義、目的、効果に対する企業の認識は様々である。以下、各種調査結果をもとにCSRの取組状況をみていく。

（社）経済同友会が実施した「企業の社会的責任（CSR）に関する経営者意識調査」²⁷⁾では、CSRに対する経営者の意識は2002年調査に比べると2005年調査では高まっている。CSRに含まれる内容では「所在する地域社会の発展への寄与」や「人権の尊重・保護」などに対する認識が高まり、CSRの意味では、「将来の利益を生み出す投資」、「経営の中核に位置付ける重要課題」など、CSRを企業経営の中心に位置付ける意識が高まっている。また、CSRに対する取組では「法令や社会から求められていないことでも、積極的に取り組んでいる」、「CSRを企業戦略の中核に位置付け、利益に結びつける戦略を立案・実行している」など、積極的な理解と取組が進みつつある。また同会は、「企業評価基準」に基づく自己評価²⁸⁾を行っている。2003年の調査²⁹⁾では、CSRの体制づくりが進み、製造業や大企業を中心に環境分野での取組が進む一方、女性の活用やコーポレートガバナンスの実

効性を高める課題があることが明らかになった。さらに2004年には「企業評価基準」の評価項目を110から120に増やし、翌年2回目の調査を行った³⁰⁾。2003年調査と比較すると、過去3年間で女性正社員の登用、活用、職場環境の整備は進みつつあるものの、非正規社員に対する企業の対応には改善の余地があることが明らかになった。

このほか、（独）労働政策研究・研修機構が実施した「企業のコーポレートガバナンスとCSRに関する調査」³¹⁾では、上場企業の93%がCSRに取り組んでいるが、そのうちの86%は「企業不祥事の未然防止」、56%は「社会正義公正」が取組の動機である。主なCSRの取組内容は、「法令・倫理の遵守」、「誠実な顧客対応」、「積極的な情報公開・開示」、「環境への配慮」などに80%以上の企業が取り組む一方、「男女雇用機会均等」、「社員の育児・介護への配慮」、「社員のエンプロイアビリティ（能力）の向上」など従業員関係の取組は38～59%にとどまっている。また、法令以上に取り組む企業は30%にとどまるが、従業員規模が大きい企業ほど法令以上に取り組んでいる。

上記の調査結果をみる限り、社会面に比べて経済や環境面での取組が先行しているのが現状である³²⁾。CSRに含まれる内容は広範で、そのすべてに取り組むことのできる企業は限られるため、社会政策関連事項のCSRの取組は法規制の遵守にとどまるケースも多いと考えられる。CSRに取り組む企業にとって、CSRと利潤の関係は大きな関心事である。しかし、その効果について単に株価や利益率の推移で判断するこ

とは、効果要因が複雑で難しい。利益が計上できなければ、法規制の遵守や一部の取組を除いて、継続的な取組は実施されなくなる可能性がある。CSRの課題は、一過性の取組に終始させないことである。

そのため政府には、社会政策関連事項のそれぞれについて、企業がCSRで対応することができ、社会政策とCSRを関連付けて推進することのできる水準と、企業がCSRでは対応できず、社会政策によって対応しなければならない水準のそれぞれを決定した上で、政策目標と施策の枠組みを構築することが求められる。

5. CSRを通じた社会政策の発展に向けて

(1) 日本と欧州の相違

現在、国はCSRの普及推進に向けた政策の方向性を検討しているが、国は企業の自主性や多様性を重視し、法律による義務付けではなく、企業の自主的な取組を側面支援する考えである³³⁾。特にCSRに能動的に取り組む企業を正當に評価していくことを重視し、たとえば社会的責任投資（SRI = Social Responsibility Investment）³⁴⁾に注目している。2007年度中に国民生活審議会の設置方針に基づいて、経営者、労働組合、非営利組織などが参画してCSRを促進するための官民協議会が設置される予定であるため³⁵⁾、具体的な政策展開は今後の課題である。

一方、EU諸国は早い段階でCSRに取り組み、英国は2000年に貿易産業省内にCSR担当の閣外大臣を指名したほか、BITC（Business In The Community）などアドボカシー型のNGOが、ロビー活動を通じて政策決定や企業活動に関与している。2002年にはフランスもCSR担当大臣を指名している。

またEUレベルでは、「社会的排斥に反対する欧州企業声明」を受けて、欧州の多国籍企業がCSRヨーロッパを設立し、CSRの啓発と推進に取り組んでいる。さらにEUは、2000年のリスボン欧州理事会においてCSRを推進することを宣言し、2002年のEUマルチステークホルダー・フォーラム³⁶⁾の発足を経て、2004年にCSR勧告を採択した。上記の経過を経て、EU諸国はCSRを推進する政策を策定し実施している。主な政策は、①国際機関、NGO、CSRや社会的なプログラムの参画企業などへの資金支援、②官民一体プロジェクト（PPP）の実践、③行動規範や原則などの規格の整備、④社会的責任投資（SRI）の普及による資金調達市場の整備、⑤公共機関による率先的な調達、⑥CSRの促進を企図した会社法などの法改正³⁷⁾、⑦CSRに関連する既存政策の見直しや刷新、⑧中小企業に対する普及啓発などである³⁸⁾。特徴は、既存の政策をCSRに関連付け、経済・社会・環境の各側面の底上げを図る点や、企業に及ぼす効果を計数

評価できる環境の整備を進め、CSRに取り組む動機付けを図っている点である。政策の主な効果は、①欧州のエコファンドに対する大幅な投資の伸び（2006年は前年度比5倍の伸びとなる31億7,000万ユーロに達し、EUにおける環境規制の強化によって関連ビジネスが成長したのが主因）、②CSR規格の整備の進展（英国のSIGMA、フランスのSD21000など）、③CSRの取組を評価する指標の整備³⁹⁾などである。

上記でみたように、EU及び加盟諸国は、CSRの理念を確立する努力を続け、具体的なCSR政策を策定し実践している。その背景には、雇用失業、人権問題、地域格差などの社会問題の解決において産業界に協力を求め、EU各国がCSR政策の必要性を重視している事情があるが、先行するEUの取組から日本が学べる点は多い。

(2) 社会政策とCSR政策の方向性

社会政策とCSRが扱う内容は関連が深く、CSRの取組が進むことによって、社会政策に対する企業の関与が進むと考えられる。社会政策は、これまで一般的に法規制の遵守や社会問題に対する国家政策だと考えられてきたが、現在では、政府、経済団体、非営利団体、社会的企業とも社会政策における企業の役割が大きくなっていることを認識し、企業もCSRが経営戦略上の重要な取組であることを認識している。企業がCSRへの対応を無視できなくなると、社会政策にも必然的に目を向けなければならなくなる。しかし、日本のCSRは、企業の自主的な取組によって先導されてきたため、任意の取組に終始しているのが現状である。企業の自主性に委ねるだけでは、継続的なCSRの取組と社会政策の安定的な運営は難しい。今後、企業の自発的な個別の取組を蓄積していくとともに、政府がCSRの実状を考慮して社会政策の大きな方針と目標を定め、企業がCSRを通じて果たすべき目標と、政府が主体となって果たすべき目標をそれぞれ明確に示すことが求められる。その際には、社会政策とかわりの深いNPOやNGOなどの非営利団体、労働組合、学術機関、市民といった企業の利害関係者との関係を考慮に入れて、客観的で実施可能な方針と目標を確立することによって、企業がCSRに取り組む意義や社会政策の目標に対する共通認識を持てるように環境を整備することが求められる。CSRに対する利害関係者の意識が高まれば、「CSRはこれまで社会的で周辺的な課題として捉えられていたが、経済的で中心的な課題になりつつあり、そういった状況ができてくると企業はCSRへの対応を無視できなくなる」⁴⁰⁾といった状況をもたらすであろう。

今後の課題は、社会政策における企業の役割を明確に位置付けた上で、社会政策論の再構築を進めること

である。そのためには、社会政策関連事項のCSRの取組に対する企業及び産業界の考え方や取組実態の把握、社会政策関連事項のCSRの取組がSRI市場の株価や業績に及ぼす影響などについて更に検討する必要がある。このほか、従業員の経営参加の問題も重要になると考えられる。従業員は、企業のメンバーであると同時に、社会政策の対象でもある。企業を社会政策の主体と考えた場合、企業が事業活動の中で従業員をどう扱うのか、一方、従業員は所属する企業の経営をどう評価し、CSRや社会政策との関係をどう考えるのかというテーマは、重要な検討課題であるように思われる。また、地方分権が進む中で、地域の自助努力に基づく地域の活性化を重視する動きが進んでいる。地方政府においても、地域社会政策のあり方について、企業とともにCSRの観点から検討することが求められるようになるだろう。

【注】

- 1) OECDが2005年に示した「Active Social Policies (能動的な社会政策)」など。
- 2) 西村・荒又(1978)、西村(1989)、荒又(1991)、武川(2001)、石畑・牧野(2003)、玉井・久本(2004)などの社会政策論の主要テキストを参照。
- 3) 経済企画庁国民生活局国民生活課、1977、265-319頁。
- 4) 隅谷(1990、13頁)と検討委員の1人である富永(2001、226-235頁)は、総合社会政策論は発展しなかったと結論付けている。一方西村(1989、2頁)は、総合社会政策は「社会政策を労働者の消費生活過程とのかかわりから捉える企て」とし、既存の社会政策論と総合社会政策論の同一性を主張している。
- 5) 豊かさ、健康、発達、快適さ、自己実現、能力発揮など(武川、2001、155-157頁)。
- 6) OECD、2005、4頁。
- 7) 認定企業数は、大阪労働局管内47社(平成19年9月26日現在)、兵庫労働局管内8社(平成19年7月12日)、京都労働局管内5社(平成19年10月26日現在)、滋賀労働局管内1社、和歌山労働局管内1社(平成19年5月16日現在)、三重労働局管内2社(平成19年9月28日現在)である。
- 8) たとえば、大阪府が全国初で民間事業者と官民共同運営で取り組む、ジョブカフェにおけるオーダーメイドの職業紹介などを高く評価している。
- 9) 英国の社会保障学者ティトマスは、福祉を社会福祉(social welfare)、財政福祉(fiscal welfare)、企業福祉(occupational welfare)の3類型に分類した(ティトマス、1967、33頁)。
- 10) CBの定義は、「地域の抱える課題を、地域住民(市民)が主体となって、ビジネスの手法を活用しつつ、それらを解決していく、ひとつの事業活動」(関東経済産業局、2004、1頁)、「地域住民の生活に密接に関わる課題を解決するためにビジネス的手法で取り組むこと」(大阪府商工労働部・大阪ボランティア協会NPO推進センター、2005、98頁)など様々である。また、社会的企業の明確な定義はないが、①利潤を生み出すことよりも、メンバーやコミュニティに貢献することを目的とする、②ボランティアの労働もしくは寄付のような、非貨幣的資源とも関係する、③意思決定過程が民主的であるという3つの性格を持つ(C.ボルガザ/J.ドゥフルニ、2004、24-26頁)。CB、社会的企業とも、高齢者・ニートやフリーター・ホームレス対策などの社会課題の解決、地域の雇用創出、地域ニーズへの対応を目的に活動しており、いずれも事業の実施主体は、個人、任意のグループ、NPOなどの非営利団体、有限会社や株式会社などの会社組織、組合など様々である。
- 11) ①公共財的性格を持つ財・サービスの供給(民間による供給が不可能であるか、民間による供給では極めて問題である)、②外部性(市場取引が成立せず、価格付けができない)、③市場の不完全性、④独占力(市場参加者が大きな独占力を持っている)、⑤自然(地域)独占、⑥公平の確保(機会の均等を第一にし、事後的な公平は所得・資産の多寡を基準にした再配分に原則として限定)の6つの基準がある。
- 12) ①行政が関与する場合、政策目的を明確化し、最も適切な政策手段・形態を選択する。選択に際して、民間活動の優先、行政活動の効率化、政府の失敗の考慮、地方分権の推進に留意すること、②行政による事前的な調整政策については、事後の紛争解決や事後的なチェックに転換、③サンセット制(予め期間を設け、その期間が終了するとともに制度が終わる仕組み)の導入の3つの基準がある。
- 13) テーマを設定しない「先導的CB創出支援事業」と府が提示するテーマに該当する「モデル提案型CB創出支援事業」を公募し、事業化奨励金や雇用奨励金などの資金支援、経営アドバイザーの派遣などの施策を実施し、3年間で100事例を創出した。URLは<http://www.osaka-cb.net/index.html>。
- 14) 時事通信「官庁速報」2007.8.24、2007.9.25。
- 15) 欧州雇用戦略と各国の雇用創出や職業訓練のプログラムに応じてEUから配分される補助金。
- 16) リバプール市のEldonian Group LimitedやThe Initiative Factoryは、荒廃地区の都市開発や文化活動拠点の整備などで大規模な活動を展開し世界的に注目されている。また、リバプール市は、社会的企業の育成に際し、公的助成よりも契約を重視し、社会的企業から物品やサービスを優先的に購入している。英国は、CIC(Community Interest Company=コミュニティ利益会社)の創設を認める法律を策定し、出資が可能で、地域社会の利益に資する事業を行なう社会的企業の創出と振興に取り組んでいる。

- 17) 雇用関係の一部として分配される、扶養手当、住宅手当、通勤用交通費、医療費の補助、教育費の補助、企業年金などの現金給付、社宅、給食、寒冷地における燃料の配布、福利厚生施設の利用などの現物給付など。但し、大企業の被用者に対しては手厚く、小企業の被用者に対しては手薄になる可能性がある。
- 18) ティトマス、1967、40-43 頁。
- 19) 経済企画庁、1977、27 頁。
- 20) 大山・武川、1991、21-42 頁。
- 21) 企業による福祉サービスの分配には、外部性（当事者以外に及ぶ影響、結果）、リスク（社会全体と個人のリスクを同レベルで考えられない）、社会的選択（社会的選択と個人的選択は必ずしも一致しない）、社会的優先事項（福祉サービスは政策決定者の選好だけに基づいて導入されるわけではない）、規模の経済と効率（小規模な組織よりも公共サービスの方が効率的な場合がある）、サービスの地理的分布、選択（たとえば医療や教育など、提供されるものの質や価値を消費者が判断することが不可能ではないにせよ困難）、適用範囲（難病・慢性病患者、高齢者など高リスク者に対する保険サービスの供給にかかる費用が企業の負担能力を超える場合に生じる「逆選択（高リスク者の排除）」、補償を躊躇する「モラル・ハザード」）などの問題が生じる可能性がある（スピッカー、2001、135-139 頁）。
- 22) 社会政策の決定要因は、イデオロギーや大衆の選好よりもむしろ権力構造や団体利益であるとの指摘がかつてなされた（OECD、1983、302 頁）。
- 23) ミッチェル、2003、22 頁。
- 24) 企業の社会政策は、対労働組合の一手段であるとの考え方もあるが、ミッチェルによると、少なくとも 1920 年代は労働市場が望ましい状態にあったにもかかわらず、社会政策は拡大した（ミッチェル、2003、97 頁）。
- 25) エプスタイン、1996、9-13 頁。
- 26) European Commission (2001)、社団法人経済同友会 (2003)、谷本 (2004)、経済産業省 (2004)、松野・堀越・合力 (2006)、ILO ウェブサイトなどを参照。
- 27) (社) 経済同友会、2006。会員企業及び東証 1 部・2 部上場企業の経営者を対象にして、2002 年と 2005 年に実施。
- 28) 表 2 に示した「市場」、「環境」、「人間」、「社会」の各分野の仕組みと成果に含まれる各項目について、コーポレートガバナンスを構成する「理念とリーダーシップ」、「マネジメント体制」、「コンプライアンス」、「ディスクロージャーとコミュニケーション」という 4 つの基準を軸にして評価する。
- 29) 229 社が回答、回答率 26.1%。
- 30) 社会的責任経営推進委員会『日本企業の CSR：進捗と展望-自己評価レポート 2006』2006. 5。
- 31) 2005 年 10 月に東京 1 部 2 部、大阪 1 部 2 部、名古屋 1 部 2 部の全上場企業 2,531 社を対象に実施され、有効回答数は 450 社である。
- 32) 日本の CSR は、ISO14001 の取得件数が世界一多く、環境報告書の名称が多い点から、環境問題に対する取組が中心で、経済成長が社会問題を顕在化させにくかったとの指摘もある（藤井、2005）。
- 33) 検討の経緯は「企業の社会的責任と新たな資金の流れに関する調査研究報告書」（日本総合研究所、2004）、「労働における CSR のあり方に関する研究会 中間報告書」（厚生労働省、2004）、「企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会 中間報告書」（経済産業省、2004）、「社会的責任（持続可能な環境と経済）に関する研究会報告書」（環境省、2005）などの報告書を通じて把握することができる。
- 34) 「企業の社会的責任と新たな資金の流れに関する調査研究報告書」では、社会的責任投資について「良好な経済的パフォーマンスと社会的責任の両立を果たしている企業、あるいは、社会的な課題の解決に関わっている事業体（NPO や地方公共団体等）の取り組みを資金供給者が評価して、投資・融資等を行うこと」と広義に定義している。
- 35) 日本経済新聞 2007. 2. 23。
- 36) 欧州委員会の雇用社会総局と企業総局の、各コミッショナー（大臣に相当）が議長を務める、産業界、労働組合、環境 NGO、社会関係 NGO、途上国問題を扱う NGO で構成され、CSR の方向性を議論する。
- 37) たとえば、フランスでは上場企業に対し、社会的指標を開示することを義務付けている。
- 38) European Commission, Corporate social responsibility-National public policies in the European Union, 2004, pp13-15, pp. 19-21, pp36-38 を参照。
- 39) 「責任ある競争力コンソーシアム (The Responsible Competitiveness Consortium・英国の NGO アカウンタビリティー社とデンマーク政府が開設したコペンハーゲンセンターが、CSR、競争力、持続的な発展を連携させる目的を掲げ、2003 年に創設された調査提言機関)」が、2005 年に「責任ある競争力指標 (Responsible Competitiveness Index=RCI)」を「国家企業責任指標 (National Corporate Responsibility Index=NCRI)」に改訂したことが一例である。この指標は、①コーポレートガバナンス、②倫理的な事業実践、③改善に向けた政策形成、④人的資本の構築、⑤市民社会との対話・働きかけ、⑥公共財政への貢献、⑦環境管理の評価軸によって各国の取組を評価している。この指標では、アメリカは 11 位、日本は 18 位で、上位 20 カ国のうち 14 カ国を欧州各国（うち 13 カ国が EU 加盟国）が占め、EU 諸国の CSR は高く評価されている。
- 40) 独立行政法人労働政策研究・研修機構、2005、3 頁。

〔参考文献〕

- C. ボルガザ/J. ドゥフルニ編 (内山哲朗・石塚秀雄・柳沢敏勝訳)『社会的企業 - 雇用・福祉のEUサードセクター - (The Emergence of Social Enterprise)』日本経済評論社、2004年。
- E・M・エプスタイン (中村瑞穂・風間信隆・角野信夫・出見世信之・梅津光弘訳)『企業倫理と経営社会政策過程』文眞堂、1996年。
- Farnsworth, Kevin, Corporate Power and Social Policy in a Global Economy: British welfare under the influence, The Policy Press (Bristol), 2004.
- Farnsworth, Kevin, The Business-Social Policy Nexus: Corporate Power and Corporate Inputs into Social Policy, Journal of Social Policy, Cambridge University Press, Vol.35-3, 2006, pp. 473-494.
- 藤井敏彦『ヨーロッパのCSRと日本のCSR-何が違い、何を学ぶのか』日科技連出版社、2005年。
- 石畑良太郎・牧野富夫編著『新版 社会政策-構造改革の新展開とセーフティネット-』ミネルヴァ書房、2003年。
- 経済企画庁国民生活局国民生活政策課編『総合社会政策を求めて-福祉社会への論理』1977年。
- 丸尾直美『日本型福祉社会』日本放送協会、1984年。
- 松野弘・堀越芳昭、合力知工編著『「企業の社会的責任論」の形成と展開』ミネルヴァ書房、2006年。
- 西村裕通・荒又重雄『社会政策を学ぶ』有斐閣、1978年。
- 西村裕通『現代社会政策の基本問題』ミネルヴァ書房、1989年。
- Neil J. ミッチェル (松野弘・小阪隆秀ほか訳)『社会にやさしい企業-経営思想の革新と企業の社会政策の展開 (The generous corporation:a political analysis of economic power)』同友館、2003年。
- OECD編 (厚生省大臣官房政策課調査室・経済企画庁国民生活政策課・労働省国際労働課監訳)『福祉国家の危機-経済・社会・労働の活路を求めて-』ぎょうせい、1983年。
- OECD編 (井原辰雄訳)『世界の社会政策の動向-能動的な社会政策による機会の拡大に向けて OECD社会保障大臣会合報告 (Extending opportunities How active social policy can benefit us all)』明石書店、2005年。
- 大山博・武川正吾『社会政策と社会行政-新たな福祉の理論の展開をめざして-』法律文化社、1991年。
- ポール・スピッカー (武川正吾、上村泰裕、森川美絵訳)『社会政策講義 - 福祉のテーマとアプローチ - (Paul Spicker, Social Policy, Prentice Hall Europe, a Simon & Schuster Company, 1995)』有斐閣、2001年。
- 隅谷三喜男『戦後社会政策の到達点』『戦後社会政策の軌跡』社会政策学会研究大会社会政策叢書第14集、1990年、3-21頁。
- 武川正吾『社会政策のなかの現代』東京大学出版会、

1999年。

- 武川正吾『福祉社会-社会政策とその考え方』有斐閣、2001年。
- 玉井金五・久本憲夫編『高度成長のなかの社会政策』ミネルヴァ書房、2004年。
- 谷本寛治『CSR-企業と社会を考える-』NTT出版、2006年。
- ティトマス (谷昌恒訳)『福祉国家の理想と現実 (“The social division of welfare” in Essays on the welfare state, 1955, London:Allen & Unwin, 1963)』東京大学出版会、1967年。
- 富永健一『社会変動の中の福祉国家 - 家族の失敗と国家の新しい機能 - 』中公新書、2001年。

〔参考資料〕

- European Commission, GREEN PAPER Promoting a European framework for Corporate Social Responsibility, 2001, pp.6.
- European Commission, ABC of the main instruments of Corporate Social Responsibility, 2004.
- European Commission, Mapping Instruments for Corporate Social Responsibility, 2003.
- European Commission, Corporate social responsibility-National public policies in the European Union, 2004, pp13-15, pp. 19-21, pp36-38.
- 環境省「社会的責任 (持続可能な環境と経済) に関する研究会 報告書」2005年。
- 関西経済同友会「平成18年度 格差社会を考える委員会提言案」2007年。
- 関東経済産業局「コミュニティビジネス創業マニュアル=NPOなどを通じて地域課題に取り組むには」2004年。
- 社団法人経済同友会『第15回企業白書 「市場の進化」と社会的責任経営-企業の信頼構築と持続的な価値創造に向けて』2003年。
- 社団法人経済同友会「企業の社会的責任 (CSR) に関する経営者意識調査」2006年。
- 社団法人経済同友会「活力ある経済社会を支える社会保障制度改革」2007年。
- 社団法人経済同友会「これからの経済社会を展望した格差議論を」2007年。
- 経済産業省「企業の社会的責任 (CSR) に関する懇談会 中間報告書」2004年。
- 厚生労働省「労働におけるCSRのあり方に関する研究会 中間報告書」2004年。
- 社団法人日本経済団体連合会「少子化問題への総合的な対応を求める～人口減少下の新しい社会づくりに向けて～」2007年。
- 日本総合研究所「企業の社会的責任と新たな資金の流れに関する調査研究報告書」2004年。
- 大阪府商工労働部・大阪ボランティア協会NPO推進センター「CB Hand Book-コミュニティ・ビジネスハンドブック」2005年。
- 大阪府「平成18年度 政策提言サポートシステム政策

提言レポート（研究テーマ：地域コミュニティにおけるシチズンシップの醸成～IT活用による地域再生の実現～・事例調査国：英国）」2006年。

独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働政策研究報告書No. 45 グローバリゼーションと企業の社会的責任-主に労働と人権の領域を中心として-」2005年。

独立行政法人労働政策研究・研修機構「企業のコーポレートガバナンスとCSR（企業の社会的責任）に関する調査」2006年。

独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働政策研究報告書No. 74 企業のコーポレートガバナンスとCSRと人事戦略に関する調査研究報告書」2007年。